

議案第 67 号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年11月19日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
67号	1

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び世帯別平等割額」を削る。

第4条中「2万円」を「2万4,000円」に改める。

第6条中「100分の1.40」を「100分の2.20」に改める。

第7条中「4,000円」を「9,000円」に改める。

第7条の2第1号中「4,000円」を「9,000円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「4,500円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「6,750円」に改める。

第8条中「100分の0.93」を「100分の2.20」に改める。

第9条中「9,700円」を「1万8,000円」に改める。

第9条の2を削る。

第12条第1項中「7月1日」を「7月20日」に改める。

第21条中「及びカ」を削り、同条第1号ア中「1万2,000円」を「1万6,800円」に改め、同号イ i 中「1万3,200円」を「1万5,400円」に改め、同号イ ii 中「6,600円」を「7,700円」に改め、同号イ iii 中「9,900円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エ i 中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エ ii 中「1,200円」を「3,150円」に改め、同号エ iii 中「1,800円」を「4,725円」に改め、同号オ中「5,820円」を「1万2,600円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「8,000円」を「1万2,000円」に改め、同号イ i 中「8,800円」を「1万1,000円」に改め、同号イ ii 中「4,400円」を「5,500円」に改め、同号イ iii 中「6,600円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エ i 中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エ ii 中「800円」を「2,250円」に改め、同号エ iii 中「1,200円」を「3,375円」に改め、同号オ中「3,880円」を「9,000円」に改め、同号カを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

ii 特定世帯 2,200円

iii 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者
均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて 1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平
等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

ii 特定世帯 900円

iii 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被
保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,60
0円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成27年
度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの國
民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由（議案第67号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、被保険者への保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金等の増加により厳しい財政運営を強いられている守谷市国民健康保険の財源を確保するため、守谷市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、国民健康保険税の税率の引き上げと低所得者世帯への軽減割合の拡大です。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願ひいたします。

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正	現 行
(課税額) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額_____の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、14万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万4,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.20</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	(課税額) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額 <u>及び世帯別平等割額</u> の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、14万円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.40</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 4,500円

(3) 特定継続世帯 6,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万8,000円とする。

(削除)

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について4,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(2) 特定世帯 2,000円

(3) 特定継続世帯 3,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.93を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月20日から同月31日まで
第2期 8月1日から同月31日まで
第3期 9月1日から同月30日まで
第4期 10月1日から同月31日まで
第5期 11月1日から同月30日まで
第6期 12月1日から同月25日まで
第7期 翌年1月1日から同月31日まで
第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

第1期 7月1日から同月31日まで
第2期 8月1日から同月31日まで
第3期 9月1日から同月30日まで
第4期 10月1日から同月31日まで
第5期 11月1日から同月30日まで
第6期 12月1日から同月25日まで
第7期 翌年1月1日から同月31日まで
第8期 翌年2月1日から同月末日まで

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万6,800円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万5,400円
 - ii 特定世帯 7,700円
 - iii 特定継続世帯 11,550円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,300円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円
 - ii 特定世帯 3,150円
 - iii 特定継続世帯 4,725円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万2,600円

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万2,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,200円
 - ii 特定世帯 6,600円
 - iii 特定継続世帯 9,900円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,400円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,400円
 - ii 特定世帯 1,200円
 - iii 特定継続世帯 1,800円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,820円

0円

(削除)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万2,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,000円

ii 特定世帯 5,500円

iii 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

力 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について3,840円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円

ii 特定世帯 4,400円

iii 特定継続世帯 6,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の

区分に応じ、それぞれに定める額

- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円
- ii 特定世帯 2,250円
- iii 特定継続世帯 3,375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,000円

（削除）

（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円
- ii 特定世帯 2,200円
- iii 特定継続世帯 3,300円

区分に応じ、それぞれに定める額

- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円
- ii 特定世帯 800円
- iii 特定継続世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,560円

（新設）

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援
金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1
条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
1,800円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援
金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額
- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,
800円
 - ii 特定世帯 900円
 - iii 特定継続世帯 1,350円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割
額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規
定する世帯主を除く。）1人について 3,600円